

III 実施に向けたスケジュールの考え方

今回提起した改革の方向性については、原則として23年度配分からの適用を目指し、各地域での体制づくりを進めていくこととする。但し、改革の大きなポイントの一つである「地区配分推せん委員会」の設置を進めるにあたっても、行政が地区協力会の事務局を担っている場合など、地域ごとの実情があることから、柔軟な対応を図る必要もある。

《共同募金改革の年次予定》

※ 下記を原則とするが、地域の実情に応じて柔軟な対応を可とする。

21年度	改革準備期間（地域における検討と関係者への周知等）
22年度	新制度への移行期間（配分推せん委員会の設置、募金計画・方針の策定、配分基準等の決定）
23年度	本格実施（新基準に基づく、配分申請の受付と審査・決定・配分）

23年度配分からの適用を行う場合、各地域において、22年度中に「地区配分推せん委員会」を設置し、22年度に集める募金の使途について協議いただく必要がある。赤い羽根の運動が展開される10月、もしくは歳末の見舞金配布を行う12月以前に立ち上げることが望ましいと言える。もちろん、21年度に設置が可能な地域については、隨時先行して取り組むものとする。

(1) 平成21年度

上記スケジュールで取り組むためにも、都共募から各地域に対して、設置意向や設置に向けた個別の課題をヒヤリングすることとする。また、地区配分推せん委員会における推薦基準のモデルやガイドラインの提示、募金協力団体や受配施設に対する周知するなど、設置に向けた条件整備に取り組むこととする。

各地域においても、地区配分推せん委員会設置に向け、組織的な位置づけや委員の人選などの検討を行うとともに、現状の配分状況を踏まえ、使途の区別化をシミュレーションし、地域の実情に応じた推薦基準づくりに向け、準備を行うこととする。

(2) 平成22年度

都共募より、今回の改革の方向性に沿った運動要綱や配分要綱が示される。各地域ではできるだけ早期に地区配分推せん委員会を立ち上げ、募金のコンセプトやそれにもとづく募金計画を検討し、募金活動を展開する。また、地区配分推せん委員会として、歳末を活用して実施する助成事業（翌年度配分）について、募集のスケジュールや要綱などを決定する。

(3) 平成23年度

22年度募金のうち、翌年度配分となる赤い羽根の「地域配分」と歳末の「地域福祉活動費」が地区配分推せん委員会に送金される。配分を受ける区市町村社協、施設・団体等では、地区配分推せん委員会からの送金を受け、申請事業に取り組む。

IV 今後の取り組み課題

本検討会においては、①赤い羽根と歳末の二つの募金を、改めて共同募金のしくみの中で一体化し、市民にわかりやすいしくみとすること、②その上で両募金の使途を明確にし、それにもとづく配分割合を再設定すること、③地区配分推せん委員会という「地域で集めて地域で配る」市民参加による「地域で決めるしくみ」をつくるを中心検討を進めてきた。このことについては、第Ⅱ章の「改革の方向性」のとおりだが、この方向性を実現していくためには、次の段階として整理・検討すべき重要な課題や実務的な問題も少なくない。以下に改革実施段階に向けた今後の課題を列挙する。

1 改革を進める上で早急に詰めるべき課題

◇配分推せん委員会の位置づけや役割等の再検討

今回の検討の中で、モデル的に配分推せん委員会を設置している4地区から、現状と課題の報告をいただいた。これまで各地区の実情に応じて、モデル的に設置を進めてきたこともあり、報告の中では、委員会の位置づけが「地区協力会の内部組織」であったり、「協力会からも社協からも独立した外部組織」であったりと違いが明らかとなった。また、委員の選出区分や役割にも違いがある。今回の改革においても、各地域の実情に応じて委員会を設置していくことが基本となるが、委員会の設置を前提とした募金・配分のしくみを確立していく上で、全都的に共通する部分を明確にしておくことが必要と考えられる。現在の「設置要綱」や「準則」「事務の標準モデル」等について見直しを進め、必要な改定を行う必要がある。

また、配分推せん委員会が、広く市民が参加し、開かれた透明性ある運営を実現していくために、どのようなメンバー構成をしていくのか、市民の理解・共感を得られる委員構成や事務局体制のあり方についても、一定の方向性を示していく必要がある。

◇配分推せん基準のモデルの検討

今回の改革において、赤い羽根と歳末の両募金の使途の区分を明確にし、配分枠の再整理を行った。原則として23年度配分から、「赤い羽根⇒福祉施設や団体への支援」「歳末⇒地域における多様な福祉活動の促進と生活困窮者等への支援」という大きなコンセプトの下、それぞれの地域の実情や市民の意志に沿った配分を実現していくこととなる。

上記コンセプトに対しては、地区協力会や区市町村社協からの意見集約において、「使途（事業の性格）での区分なのか、事業の実施主体による区分なのか」「施設・団体の範囲はどこまでなのか」といった意見が出された。

こうしたことについては、募金実績や地域の実情を反映させ、今後、地区配分推せん委

員会において、地区独自の配分基準を設定していくこととなる。そのためにも、共同募金という大きなしくみの中で、共通するルールやガイドライン等を明確にしていくことが早期に求められる。

◇会計処理の取り扱い方法

従来、歳末募金は、歴史的な経過から、区市町村社協の事業という側面を強く持っていた。今回の改革においては、募金運動全体の透明性や的確性を高めるため、歳末を改めて共同募金のしくみの下で一体化することを提起している。そのため、歳末の中に全都的な事務費を位置づけるとともに、市民に開かれた配分推せん委員会の重要な機能として、赤い羽根の地区募金と歳末の両方の配分を決定していくこととなる。

これまで歳末については、適正で透明性ある処理を行うため、区市町村社協の会計の中に特別会計を設け処理してきた。また、事務費については当該年度の募金を算出基準として執行してきた。赤い羽根の募金については、事務費は予め都共募からの送金を受け、地区協力会として独立した会計で経理処理を行っている（区市町村社協の会計上は、配分を受けて実施する事業の経理区分において収入計上のみ）。

今回の改革によって、こうした経理処理の状況をどのように考えるのか、配分推せん委員会の事務費を両募金で按分する場合、どのように処理していくことが可能なのか等について早急に詰める必要がある。

2 国や中央共募への要望・提言も含めて整理すべき課題

◇募金の実施時期について

現在、10月には赤い羽根が12月には歳末が実施され、いずれの募金も、町会・自治会、民生委員の方の協力により行われている。両募金の時期が近いこともあり、募金協力者の負担は非常に大きいものがある。今回の使途の区別化により、今後も違う趣旨の2つの募金への協力をお願いしていくこととなるが、中央共募の答申においては、年間を通じた募金への転換（＝募金時期の柔軟化）を打ち出している。社協会費や日本赤十字社の社費を集めるとの調整も必要となるが、地域の実情に応じて募金の実施時期を設定できる柔軟なしきみが求められる。募金時期の柔軟化を行うにあたっては、国の法改正が必要であり、今後の動向を注視しながら、必要な要望を行っていくこととする。

◇「はねっと」による情報公開のしきみについて

現在、使途の透明性を高めるため、全国的に使途内容を検索できる共同募金データベース「はねっと」が運用されている。「はねっと」運用にあたっては、最終事業執行者ごとに、事業の目的や配分金額、事業内容などを入力する必要があり、現在、歳末については区市町村社協が一つ一つの事業ごとに作成・入力している。東京においては、募金実績も大き

く、地区によっては事業数（＝「はねっと」入力件数）が300を超え、その事務負担は膨大といわざるを得ない。

今後、共同募金がより地域に密着した小さな活動に対しても活かされることが期待される中で、また、「地区配分推せん委員会」という地域のニーズに沿った配分を市民参加により実現していく中で、今後も全国的な「はねっと」というしくみが必要とされるのか。配分推せん委員会における情報公開のしくみを確立していくことと併せて、その必要性について検討していくことが求められる。

◇単年度配分の弾力化

今回の検討の中で、配分を受けた年度内で執行するという現在のしくみを弾力化できなかといつた意見が出された。地域で集めた募金が、真に必要とされる事業に市民の意志にそって活用されるために、一定のルールのもと複数年に渡る事業の執行を認めていく等、弾力化についても検討する必要がある。

3 次の検討に向けた基本的な課題

◇多様な募金方法の開拓

今回の検討を通して、戸別募金が難しくなっているという地域の実情が一貫して出された。町会・自治会の加入率低下、役員の高齢化に伴う担い手不足、都市部におけるマンションの増加、オートロックマンションに住む若い世代にどのようにアプローチしていくかなど、地域の実情を踏まえた新たな募金方法を開拓していく必要がある。

特に自治会・町会に加入していない世帯にどのようにアプローチしていくのか、現在広域的に実施しているインターネット募金についても、地域や事業を選択して募金できるしろみをつくるなど、様々な角度から検討し、試行していくことが求められる。

◇募金運動の実施体制

今回の改革を進めることで、多くの地域では、区市町村社協が歳末の実施主体であるとともに、地区協力会や配分推せん委員会の事務局を担うことが想定される。募金の推進体制を構築するにあたっては、組織の位置づけや委員の人選などにより透明性を確保する努力を重ねる一方で、より市民からの理解を得られやすいしくみを検討していく必要がある。検討にあたっては、中央共同募金会における共同募金委員会や審査委員会の動向を睨みながら、東京の特性を踏まえたしくみを確立していく必要がある。その際、赤い羽根と歳末とともに、社協会費の性格と位置づけについても整理をし、市民にわかりやすく提示することが求められる。

おわりに

今回、本検討会が提起した共同募金の改革の方向性は、日本の社会福祉が新たなステージを迎える、単なる「地域化」から、いわば「市民化」を本格的に指向する段階に入ったことと機軸を一にしているといえる。

もちろん、今後も公的な福祉施策の重要性がいささかも減ずることがないことは言うまでもない。しかし、実はそのことと決して矛盾することなく、むしろそうであればこそなおのこと、これまでのように行行政に丸ごとおまかせではなく、市民が主体的に参加し、意見を言い、行動し、共に築いていく地域社会のあり方が鋭く問われていることに今多くの市民が気付きはじめている。仮に、貴重な公費を投入してどんなに手厚い福祉サービスを用意したとしても、それを主体的に受けとめ、有効に活かしていく地域の素地がなければ砂漠に水をまくのに等しいことになりかねない。ましてや公的サービスの現実は、厳しい財政状況等を背景として、現在の水準を維持することすらきわめて困難な状況にあることを考えればなおさらである。

こうした中、共同募金運動が新たにめざそうとする改革の方向は、単なる「寄付文化」の定着・発展にとどまらず、市民が主体的に参加し、共に進める地域づくりへの現実的、具体的なアプローチでなければならない。つまり、これからのおまかせや募金運動は、地域において市民参加と協働を進める上でのかげがえのない貴重なファクターとして位置づけられるのである。

今回のこの提言が、こうした基本的な問題意識の下、時代のターニングポイントに際してどれだけ有効に機能するかは必ずしも定かではない。第IV部で整理したように、むしろ今後に残された課題の方が多いことも事実である。それに対して、今後の改革の成否はひとえに各地域において配分推せん委員会を核として、市民と関係者の主体的な参加と協働のしくみをいかにして機能させるかにかかっていると思われる。逆にいえば、それなくして残された多くの課題への有効な解決への道筋は決して見てこないといわなければならない。それは、今回の改革の精神が、いわゆる「上からのおしきせやあてがい」を是とするのではなく、市民発、地域発に大きく転換を図るものであることからの当然の帰結であるといえる。

この改革を進めるにあたって、都共募や東社協の果たすべき役割が決して小さくないことは言うまでもない。しかしそれ以上に、「住民主体による福祉コミュニティづくり」を基本的な使命とする区市町村社協に期待される役割はきわめて大きい。願わくば、これを契機として地域のさまざまな関係者が力を結集し、多くの市民の意欲的な参加を得て、この改革が地域福祉新時代への貴重な一歩となることを期待してやまない。